

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会定款第18条第2項に規定する会長並びに副会長の報酬及び定款第18条に規定する理事、監事及び第6条に規定する評議員並びに第33条に規定する部会または委員会の委員及び心配ごと（高齢者）相談員（以下「役員等」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 会長の報酬は、会長の職に就いた当月分から任期満了、辞任又は死亡等により職を離れた当月分まで、月額80,000円を支給するものとする。副会長の報酬は、月額6,900円とし、勤務実態に応じて支給するものとし、副会長の地位あることのみによっては、支給しない。

2 会長、副会長が業務のため勤務した場合には、前項の報酬に加え自宅からの車賃を支給する。ただしその距離が片道2キロメートル以内の場合はこの限りでない。

(報酬等の支給)

第3条 会長、副会長の報酬等は、1日から末日までの報酬等を翌月の10日に支給する。ただし、その日が日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）で定められた休日（以下、「休日」という。）に当たるときは、その日の前において最も近い休日でない日に支給する。

2 会長、副会長の報酬等は、口座振込で支給する。

(費用弁償の額)

第4条 役員等が次の各号に掲げる業務等に従事した場合は、費用弁償として車賃および日当を支給する。

- (1) 理事会への出席
- (2) 業務監査への出席
- (3) 評議員会への出席
- (4) 部会または委員会への出席
- (5) その他、本会の業務執行のための出務

2 日当は、1日につき6,900円とする。ただし、前項に定める業務に要する時間が休憩時間を除き4時間に満たない場合は4,000円とする。

3 車賃は、片道2キロメートル以内は、支給しない。

(費用弁償の方法)

第5条 役員等の費用弁償は、その都度現金で支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年3月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成17年4月1日より改正実施する。
- 3 この規程は、平成27年10月1日より改正実施する。
- 4 この規程は、平成28年6月1日より改正実施する。
- 5 この規程は、平成29年4月1日より改正実施する。